

建築物省エネ法に基づく基準の体系について

		エネルギー消費性能基準 (適合義務、届出・指示、表示)		誘導基準 (容積率特例)		住宅事業建築主 基準
		新法施行(H28.4.1) 後に 新築着工された 建築物	新法施行前に 新築着工された 建築物	新法施行(H28.4.1) 後に 新築着工された 建築物	新法施行前に 新築着工された 建築物	上段: ~H31年度 下段: H32年度~
非住宅	一次エネ ^{※1}	1.0	1.1	0.8	1.0	—
	外皮: PAL*	—		1.0	—	—
住宅	一次エネ ^{※1※2}	1.0	1.1	0.9 ^{※3}	1.0	0.9
						0.85
	外皮: 住戸単位 (UA,ηA)	H25基準	—	H25基準	—	—
						H25基準

※1 一次エネ基準については、「設計一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)」/「基準一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)」が表中の値以下になることを求める方向で検討。

※2 住宅の一次エネ基準については、住棟全体または全住戸が表中の値以下になることを求める方向で検討。

※3 今後、約束草案の実現に向けて、住宅の省エネ基準への適合状況等を勘案しつつ、早期に非住宅同様0.8とする等、住宅の省エネルギー性能の向上に向けた取組について検討する。